

# 赤い羽根共同募金 平成29年度「防災活動支援事業」(2次募集)取扱要領

## 1. 助成対象団体について

赤い羽根共同募金「防災活動支援事業」の助成対象団体は、原則、県内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童施設(保育所)を運営する法人とする。  
ただし、過去に本助成を受けていない施設等に限ることとする。

## 2. 助成対象について

### (1) 防災資機材の整備

防災活動に必要な資機材の整備とする。なお、一連の防災・減災活動に必要なと説明できる複数の資機材を組み合わせ、申請することも可とする。

#### (資機材整備事例)

防災テント、防災倉庫、発電機、担架、リヤカー、防災ずきん・ヘルメット等を対象とする。

なお、次の備品等については対象外とする。

事務用の備品(パソコン、プリンター・デジタルカメラ等)、  
啓発用看板・旗、AED、備蓄用の食糧・飲料水・消耗品等

## 3. 助成額について

### ①防災資機材の整備

対象事業費の3/4の助成とし、助成限度額は20万円とする。

## 4. 明示費用について

防災資機材の整備については、共同募金助成の明示(ペイント)費用について見積書の提示により、別途、3万円を上限として本会が負担することとする。

## 5. 事業の実施について

- (1) 助成対象事業の着手は、助成決定通知日(平成29年11月予定)以降とする。※助成金の請求は事業完了後とする。
- (2) 助成対象事業は、平成30年3月31日までに完了するものとする。

## 6. 申請について

### (1) 提出書類

ア. 「助成事業申請書」「申請事業の事業内容等について」「団体概要書」  
(別紙様式による)

※本会ホームページからダウンロードすることも可

イ. 見積書の写(消費税込み)及び積算根拠資料(価格表・カタログ等)

明示費用については、決定された団体のみ事業実施前に本会まで見積を提出することとする。

ウ. 団体・グループ等の活動が分るもの（機関紙・チラシ・パンフレット等）  
※その他必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

(2) 申請書は、滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）に提出することとする。なお、学区社協等が事業を要望する場合は、市町社会福祉協議会が学区社協等の要望をとりまとめ、調整のうえ申請一覧を作成し提出するものとする。

(3) 申請書の提出期限は、平成29年10月13日（金）までに本会必着とする。

(4) 共同募金助成の明示方法等の提案

赤い羽根共同募金は、そのつかいみちについて、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知って頂く必要がある。

こうしたことを踏まえ、申請書には「助成事業であること」の明示方法や広報活動について、どう行うか、できるだけ具体的に提案・記入することとする。

## 7. 助成金の決定について

(1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。

(2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施をおこなう場合がある。

(3) 助成決定通知後の学区社協等に対する事務手続きや精算等については、決定した学区社協等が本会に対して直接手続きを行うこととする。

## 8. その他

本事業の助成決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業実施と手続きを行うこととする。

## 9. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3-28（滋賀県厚生会館内）

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org

ホームページ: <http://www.shiga-akaihane.org>